

11月11日(火)から17日(月)まで税を考える週間

市税は公共サービスを支えます

福祉や教育、環境整備など身の回りの公共サービスを行うための費用は、皆さんの税金で賄われています。これからも納期内納付にご協力をお願いします。

市民の皆さんのご協力で 前橋は高い市税収納率を維持

問い合わせは
収納課 ☎027-8998-5857

市民の皆さんのご理解とご協力で、本市の市税収納率は高い水準を維持しています。安定して財源を確保することで、耐震住宅への改修補助や地区公民館の整備など、市税は身近なところで使われています。

また、市では納税しやすい環境づくりも進めてきました。金融機関などの窓口やコンビニのほか、ペイジー対応のATMやインターネットバンキングからの納付、クレジットカード、モバイルレジでの納付も利用できます。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。

申告はインターネットで 事業者の味方エルタックス

問い合わせは
市民税課 ☎027-8998-6206

■事業者は電子データで提出を
事業者が市税の申告や申請などを行う際に便利なのが、インターネットで手続きができるエルタックス。市役所を訪れる手間が省けるほか、複数の自治体へ一度に申告できます。

また、所得税の源泉徴収票を電子データで提出することが義務付けられた事業所は、市に提出する給与支払報告書も電子データで提出する事が義務付けられています。詳しくはエルタックスホームページ(<http://www.eltax.jp/>)をご覧ください。

■事業主は特別徴収してください

給与から所得税を源泉徴収している事業主には、個人市県民税を特別徴収することが義務付けられています。

従業員が住んでいる市区町村から通知される1年間の税額を、12回に分けて給与から天引きします。従業員には1回分の負担が軽くなるなどのメリットがあります。

■軽自動車などの廃車手続き

軽自動車税は4月1日現在の所有者に課税される税金です。車両を廃棄または譲渡したときや、市外に転出す

■市税の納付は口座振替で

口座振替での納税を申し込むと、納期限ごとに指定した預貯金口座から自動的に振替られ、納付する手間が省けるほか、納付忘れの心配もなく便利です。ぜひ利用してください。

申し込みは簡単。納税通知書、預貯金通帳、届け出印を用意し、市内金融機関か郵便局の窓口で申し込んでください。なお、振替開始期は、申込月の翌月末日以降。振替開始までは納付書で納付してください。

■市税の滞納が続くと

市税は納期内の納付が原則です。納期限までに納付しないと、納期内に納付した人との公平性を確保するため、延滞金が掛かります。また、市税が滞納になったら、納期限後20日以内に督促状を発送。督促状の発送後も納付や相談がないときは、自宅訪問や催告書

るときは、必ず登録機関で手続きをしてください。手続きをしないと、来年度以降も軽自動車税が課税されます。

■記帳や帳簿の保存が必要です

事業所得などがある個人の白色申告の人は、ことし1月から記帳、帳簿と書類の保存が必要です。保存期間は帳簿などの種類によって異なります。詳しくは問い合わせてください。

■保存が必要な物(7年) 収入金額や必要経費を記載した帳簿(5年) 前記以外に業務に関して作成した帳簿、決算に関して作成した棚卸表などの書類、業務に関して作成したか受領した請求書・納品書・送り状・領収書などの書類

市外の固定資産税納税義務者 納税管理人の設定が必要です

問い合わせは
資産税課 ☎027-8998-6216

固定資産税の納税義務者が市内に住居や事務所などを有しない場合や、市外・海外へ転出した場合には、納税管理人を設定する必要があります。これは納税義務者に代わって納税通知書の受領や納税に関する手続きを行う個人や法人のことです。市役所資産税課、大胡・宮城・粕川・富士見支所で手続きを行ってください。

の送付、市税コールセンターからの電話などで任意の催告を行います。それでも完納されないときは、法律に基づき財産を差し押さえ、取り立てや公売を行い市税に充当します。

また、災害や失業などの特別な事情で納期限までに納付できないときは、早めに収納課に相談してください。

■第3日曜は納税相談窓口

平日に来庁できない人のために、納税相談窓口を開設します。
日時 11月16日(日)午前8時30分～午後4時

会場 市役所収納課

■中学生の税の作文入賞作品展
期日 11月11日(火)～21日(金) 11月11日(火)～25日(火)
会場 ①市役所1階市民ロビー ②は県庁32階展望ホール

不妊治療費の一部を助成します

問い合わせは **こども課** ☎027-220-5703

前橋市では、一般不妊治療費と特定不妊治療費の一部を下表のとおり助成しています。詳しくは問い合わせるか、本市ホームページをご覧ください。
対象 = 〈一般〉不妊検査、特定不妊治療を除く不妊治療、人工授精 〈特定〉本年度中に治療が終了する体外

受精・顕微授精
用意する物 = 医師の証明書など
申し込み = 来年3月31日(火)までに前橋保健センター内こども課へ直接

不妊治療費の助成	
対象	助成回数・金額など
一般	次の全てを満たす法律上の夫婦 ①申請日の1年以上前から本市在住 ②医療保険法の被保険者か被扶養者 各年度1回、通算3年まで 本年度中にかかった治療費の自己負担額の2分の1以内(上限5万円)
特定	次の全てを満たす法律上の夫婦 ①指定医療機関で治療を受けている ②本市在住 ③夫婦の昨年の所得合計が730万円未満 ①初年度の治療開始日の妻の年齢が40歳未満の夫婦は通算6回まで(年度あたりの回数制限なし) ②上記①以外の夫婦は、初年度は3回まで、次年度以降は年2回までで、通算5年・10回まで 2回目までは1回上限20万円(一部は上限12万5,000円)。3回目以降は1回上限15万円(一部は上限7万5,000円)。採卵に至らない場合は助成対象外です

※特定不妊治療費は平成28年度に制度改定で助成対象範囲が変わります。

●納付は口座振替が便利



①通帳、届け出印、納税通知書を用意



②口座振替申込書に記載します



③申し込みは金融機関窓口で